

大規模災害時における外国人観光客の
超広域避難に関する研究
報告書
(最終とりまとめ)

中央日本四県

新潟県
長野県
静岡県
山梨県

令和7年9月

もくじ

第1章 はじめに

- 1 本研究の意義と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 研究の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 本研究にあたっての前提・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 山梨県・静岡県における支援対象者数（推計）・・・・・・ 13

第2章 支援の全体像

- 1 本研究のアプローチ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 支援の全体フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 3 本オペレーションの実施要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 4 本オペレーションの実施にあたって設置する施設について・・・・ 25

第3章 各フェーズにおける現状と課題

- 1 情報提供フェーズ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
 - 1-1 概要
 - 1-2 発災時の対応
 - 1-3 課題
 - 1-4 今後必要な取り組み
- 2 被災県内フェーズ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
 - 2-1 概要
 - 2-2 発災時の対応
 - 2-3 課題
 - 2-4 今後必要な取り組み
- 3 応援県内フェーズ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
 - 3-1 概要
 - 3-2 発災時の対応
 - 3-3 課題
 - 3-4 今後必要な取り組み
- 4 帰国フェーズ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
 - 4-1 概要

4-2	発災時の対応	
4-3	課題	
4-4	今後必要な取り組み	
5	参考：応援県のバス輸送力について（粗い試算）	42

第4章 総合考察

1	考察	44
2	国に期待される役割	45
3	都道府県に期待される役割	46
4	今後の取り組み	47

第1章 はじめに

1 本研究の意義と目的

日本は世界的にもまれな災害多発国であり、今後も地震、台風、豪雨、火山噴火などの様々な自然災害の発生が予想される。特に、新潟県、長野県、静岡県、山梨県の「中央日本四県」にとって影響の大きい南海トラフ地震については、令和7年3月に内閣府が公表した新たな被害想定においても、死者数最大29万8千人、建物被害235万棟という甚大な被害が引き続き見込まれており、改めてその深刻さが再認識された。加えて、令和7年7月に変更された国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画では、今後10年間で死者数を8割、建物被害を5割減らすという明確な減災目標が示され、対策項目も従来の約4倍に拡充されるなど、防災対応の実効性を高める取り組みが強化されている。

災害リスクの深刻さが再認識される中、国による防災対策の強化・拡充が進められている一方で、訪日外国人観光客数は急速に回復・拡大しており、令和6年には年間36,869,900人（推計値）を記録し過去最高を更新、さらに令和7年の月別推計値も、各月としての過去最高の更新を続けている。さらに、国は2030年の訪日客数6,000万人の実現に向け、インバウンド拡大に係る取り組みを進めることとしており、今後も訪日外国人観光客数は増加傾向が続くと見込まれることから、災害時における対応体制の強化は喫緊の課題である。

そのような中で、令和6年8月に発表された南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を契機として、災害への備えの総点検が進められ、急増する外国人観光客の帰国支援が新たな課題として浮上した。

さらに、令和7年7月にカムチャツカ半島付近で発生した地震では、日本国内でも広い範囲に津波警報及び津波注意報が発表され、夏季の行楽シーズンに外国人を含め多くの観光客が避難を求められる事態となった。避難情報は、外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety Tips」等で多言語による発信が行われたものの、一部では外国人観光客が必要な情報に迅速かつ的確にアクセスすることが困難だったという指摘もあった。加えて、一部地域では、指定避難所等に指定されているか否かにかかわらず、多くの外国人観光客が市役所等の至近の行政機関を訪れ、行政機関が急遽対応を迫られる状況があった。このような、災害時における外国人特有のニーズに応じた情報発信や避難誘導の在り方につい

ては、本研究を含めこれまでも議論されてきたところであるが、必要性が再認識される形となった。

過去の大規模災害時において、国内に取り残された外国人の帰国に向けた支援については、自治体が駐日大使館等から輸送等の支援を求められた事例がある一方で、支援に係る明確な法令やガイドライン等が規定されていない。加えて、駐日大使館等の自国民保護に係る検討状況にも差異があることから、外国人観光客が爆発的に増加する状況において、今後大規模災害が発生した場合、自治体はさらに困難な対応を迫られることが想定される。

一方で、外国人観光客の円滑な帰国を実現することは、被災自治体が地域住民の支援や被災地の復旧・復興に専念できる体制を早期に構築することにも資すると考えられる。

しかし、現状では、災害発生前後の対応マニュアルは一定程度整備されているものの、帰国支援に関する具体的な検討は十分とは言えない。

そこで、中央日本四県は、関係省庁の協力を得ながら、令和6年10月に「大規模災害時における外国人観光客の超広域避難に関する研究会」を立ち上げた。

本研究会では、南海トラフ地震を主な想定災害としつつ、外国人観光客の安全かつ迅速な帰国を実現するための支援策について検討を進めてきた。特に、東京国際空港や成田国際空港の混雑、中部国際空港や関西国際空港の被災リスクを踏まえ、新潟空港や松本空港など、震源地から比較的離れた空港を活用した広域的な帰国支援の可能性を探ってきた。

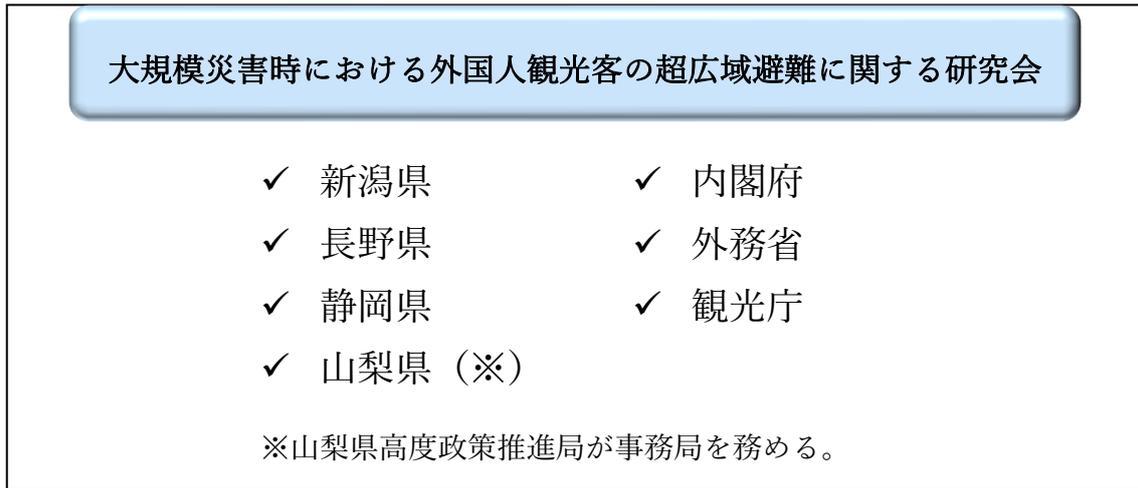
研究の結果、四県の地理的特性や南海トラフ地震の特性を踏まえつつ、全国各地で発生が懸念される様々な大規模災害時に応用可能な、全国的な議論のベースとなる支援の枠組みを提案するに至った。

また、当初より、本研究では外国人観光客を対象とすることで、言語や文化の違いを踏まえた対応の必要性を明確にしつつ、災害時のオペレーション全体の効率性を高める視点を重視してきたところ、結果として、在留外国人や日本人観光客の広域避難における誘導・輸送に対しても、将来的に応用し得る知見が得られた。

今後、こうした枠組みが全国的なモデルケースとして国や自治体、関係機関による全国的な議論の契機となり、観光客を含む多様な来訪者への防災対応力の向上につながることを期待している。

2 研究の体制

本研究会は、新潟県、長野県、静岡県、山梨県の中央日本四県の枠組みをベースとして、国の関係省庁も参画し、研究を行っている。昨年度に引き続き、同様の体制のもとで継続的に検討を進め、各県及び関係機関が連携しながら、外国人観光客の超広域避難に関する課題と対応策について実践的な議論を重ねてきた。



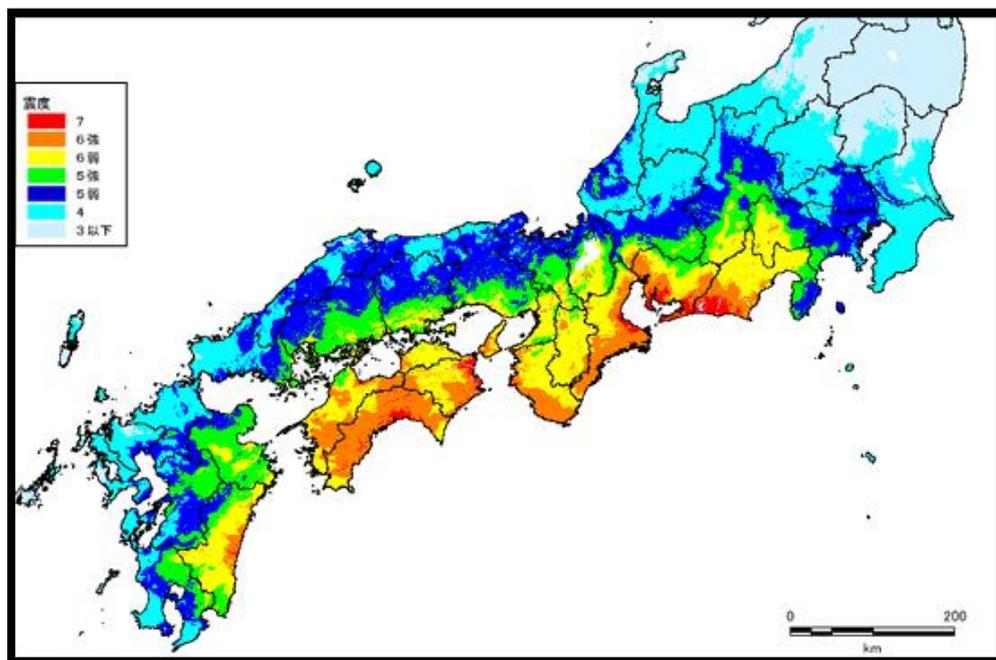
3 本研究にあたっての前提

大規模災害については、地震、風水害、火山噴火など、発災の形態や場所によって対応は大きく異なる。本研究は、中央日本四県以外の地域も含めたあらゆる地域、あらゆる災害に応用できるモデルケースを示すことを念頭に置きつつ、具体の検討を行うため、一定の前提を設けることとした。

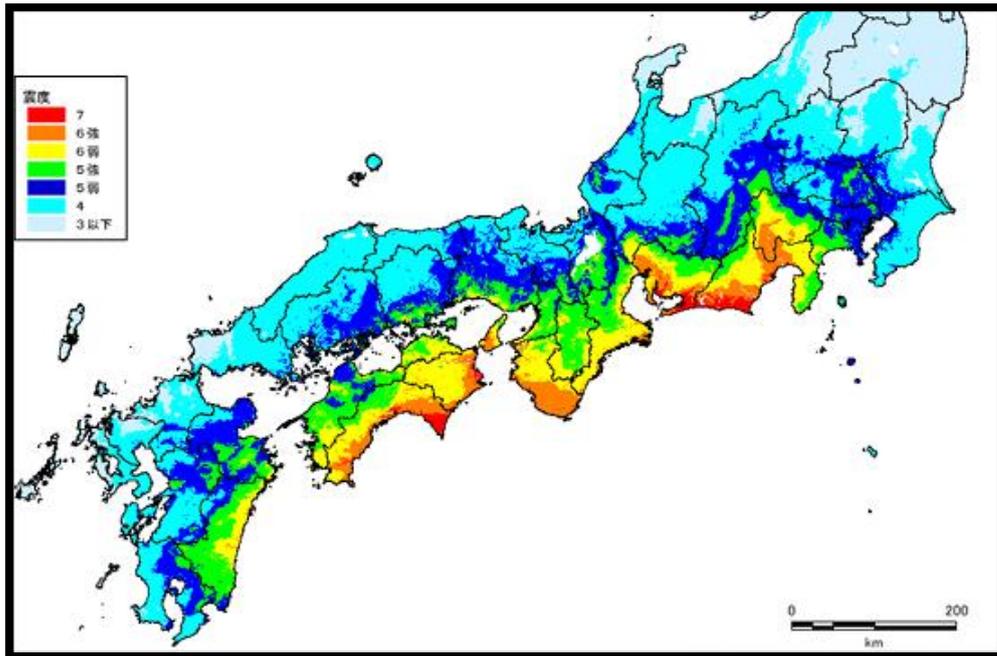
【対象とする災害と被害の様相】

本研究では、中央日本四県において特に甚大かつ広範な被害が予想され、国や自治体による地震防災対策が推進されている「南海トラフ地震」を対象とする災害とした。

内閣府が令和7年3月に見直した最新の南海トラフ地震の被害想定によると、震源域の位置や破壊の開始方向によって揺れの分布が大きく変化するとされている。特に、静岡県では「陸側ケース」において震度6強以上の揺れが広範囲に及ぶことが示されており、山梨県では「東側ケース」において震度6強が広く分布することが確認されている。加えて、静岡県においては、地震の揺れによる直接的な被害に加えて、津波による甚大な被害も想定されている。



(南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会地震モデル報告書(令和7年3月31日公表) 震度分布図_陸側ケース)



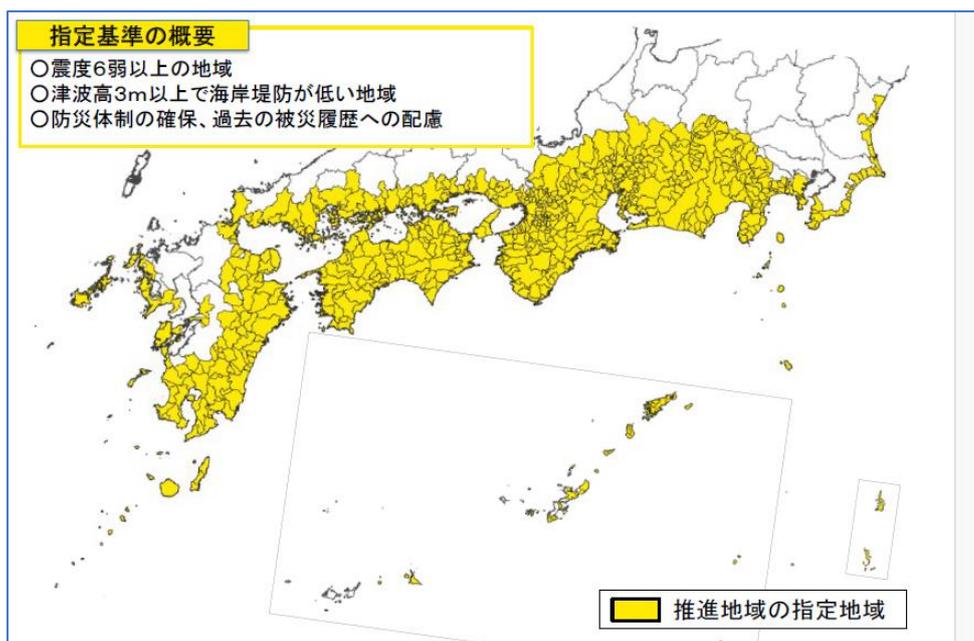
(南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会地震モデル報告書(令和7年3月31日公表) 震度分布図_東側ケース)

南海トラフ地震に関しては、次の3つの観点により、被害と対応等の整理が行われている。

(1) 南海トラフ地震防災対策推進地域による整理

南海トラフ地震については、内閣府による新たな被害想定(令和7年3月公表)を踏まえて、令和7年7月に「著しい地震災害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域」である南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)の指定が行われている。

推進地域は、①震度6弱以上の地域、②津波高3m以上で海岸堤防が低い地域、③過去の被災履歴への配慮、防災体制の確保により指定がなされており、中央日本四県では、静岡、山梨、長野の各県において、計96市町村(静岡県35、山梨県25、長野県36)が指定されている。



南海トラフ地震防災対策推進地域の指定状況（令和7年7月1日現在）

(2) 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる被害想定

令和7年3月に行われた被害想定の見直しに際しては、震度想定のみならず、建物、人的被害等に関する定量的な被害量について都道府県別の被害想定が行われている。

当該想定によれば、建物、人的被害の双方において、静岡県では甚大な被害が発生し、また山梨、長野県の両県においても、相当程度の被害が発生することが想定されている。

<都道府県別建物・人的被害状況>

	建物被害		人的被害	
	全壊	半壊	死亡	負傷
静岡県	約 346,000	約 278,000	約 108,000	約 113,000
山梨県	約 7,900	約 29,000	約 300	約 7,800
長野県	約 3,100	約 23,000	約 80	約 6,100
新潟県	0	0	0	0

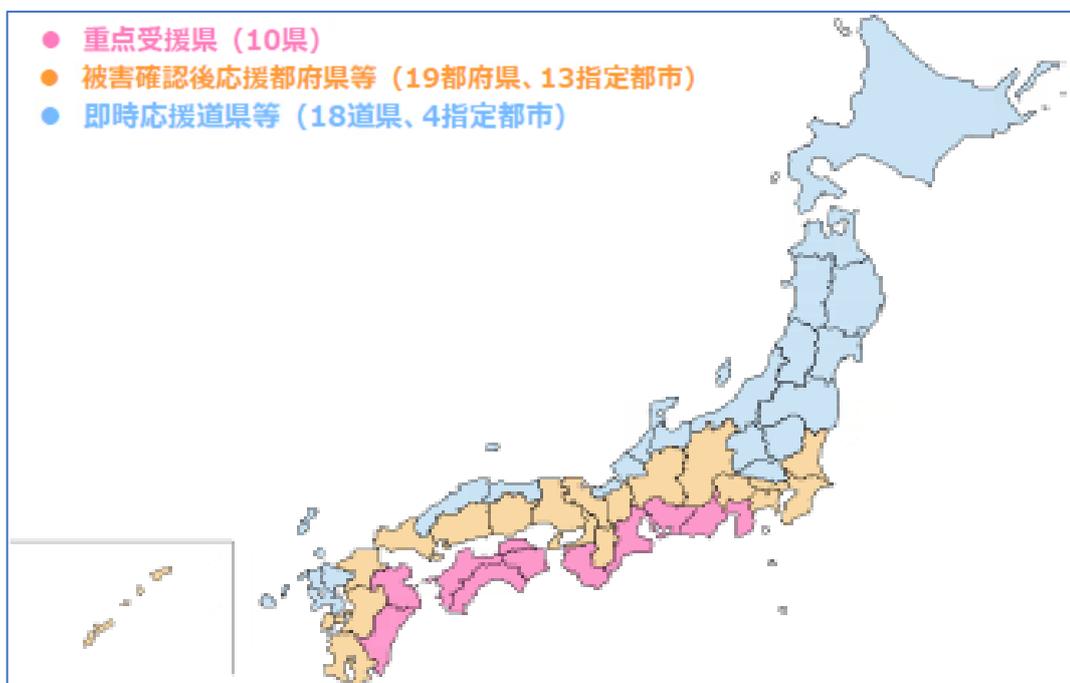
※南海トラフ巨大地震最大クラス地震における被害想定について
各都府県で、被害が最大となるケースによる。

(3)「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」での想定

総務省では、南海トラフ地震が発生した場合の応急対策職員派遣制度に係る総務省、地方公共団体、関係団体等の対応や運用方針を相互に理解し、応援職員が迅速、的確に被災地において活動できることを期待して、令和7年2月に「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン（以下「アクションプラン」）」を定めている。

アクションプランでは、応援団体の総括支援チームによる災害マネジメント支援や避難所運營業務支援、住家被害認定調査・罹災証明書交付業務支援を主要対象業務として、各都道府県等を被害規模に応じて重点受援県、被害確認後応援都府県等、即時応援道県等に分類している。そして、予め定められた即時応援道県等が重点受援県に対し応援を行いつつ、被害確認後応援都府県等は応援可能となった段階で、重点受援県の応援を行うこととされている。

中央日本四県では、静岡県が重点受援県、山梨県と長野県が被害確認後応援都府県等とされ、新潟県は即時応援道県等として三重県の応援を行うこととされている。



アクションプランに基づく職員派遣体制

重点受援県	即時応援県 (基本となる組合せ)	基本となる組合せ以外の即時応援県・指定都市			
静岡県	富山県	岩手県	仙台市		
愛知県	福島県	青森県	宮城県	山形県	さいたま市
三重県	福井県	新潟県			
和歌山県	埼玉県				
徳島県	鳥取県	新潟市			
香川県	栃木県				
愛媛県	群馬県				
高知県	島根県	秋田県			
大分県	佐賀県				
宮崎県	長崎県				

重点受援県及び即時応援県の組合せ

【中央日本四県の役割分担】

上記より、(3) に準じて、静岡県を「被災県」、山梨県、長野県を「被害確認後応援県」、新潟県を「応援県」として位置づけるという考え方もある。

しかし、本研究は、中央日本四県以外の地域も含めたあらゆる地域、あらゆる災害に応用できるモデルケースを示すことを念頭に置いており、汎用性を確保するため、受援と応援の関係は明確に示すことが望ましい。

また、山梨県は、富士山が位置し、外国人観光客が特に多く来訪している富士北麓地域の全ての市町村が推進地域に指定されており、帰国支援のニーズは比較的大きいと想定される。

これらを踏まえ、本研究においては、中間とりまとめでの役割分担を維持し、静岡県及び山梨県を「被災県」、新潟県及び長野県を「応援県」と位置づけ、広域的な支援体制の構築を検討することとした。

ただし、長野県については、特に県の中南部で深刻な被害が想定され、「被災県」としての側面も有すること、また山梨県については、(3) のとおり全国的な応援の枠組みにおいては、長野県と同様に、自県の被害を確認した後に応援側の役割を担う位置づけとなっている例もあることから、静岡県や自県内の外国人観光客の支援について、一定の役割を果たすことも検討すべきであることにそれぞれ留意が必要である。

また、後述の支援対象者の全てについて、新潟県及び長野県のみを応援県として対応することは困難であることから、上記の前提は、中央日本四県の枠組みを超えた応援の可能性についても排除するものではない。

【基本的な避難ルート】

以下の理由から、中央日本四県内では新潟空港を中央日本四県内における帰国のための拠点と位置づけ、太平洋側から内陸部へ北上するルートを基本とする。

ただし、新潟空港のみでは容量の不足が懸念されるため、日本海側の他の空港の活用についても想定する。

- ・ 震源に近く沿岸部に立地している中部国際空港や関西国際空港は津波による被災リスクが高いこと。
- ・ 国内の新幹線、高速道路等の陸上交通が長期間通常の運用ができない状況となる中で、東京国際空港、成田国際空港については、東京と国内各方面を結ぶ代替手段として、深刻な混雑が予想されること。
- ・ 富士山静岡空港、松本空港については、警察、消防、自衛隊等の広域応援部隊の活動拠点等として、直接的な災害対応に用いること。

※ 松本空港については、滑走路の一部が位置する塩尻市が令和7年7月に推進地域に新たに指定され、震度6弱の被災が想定されることから、中間とりまとめにおける「帰国のための拠点」という位置づけを変更することとした。

また、被災県から応援県への陸路については、中央自動車道、長野自動車道、上信越自動車道等の緊急輸送ルート（南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和7年6月30日最終改定）に定められた高速道路等をいう。以下同じ。）を活用したバス輸送を基本としつつ、JR中央本線、JR篠ノ井線、北陸新幹線等の鉄道輸送についても、安全が確保できる場合は活用を検討する。

【その他の前提条件】

応援県及び被災県がそれぞれの役割を担う上で、以下の状況が確保されていることを前提とする。

- ・ 応援県においては、他県からの大規模な応援が必要な状況ではないこと。
- ・ 応援県と被災県を結ぶ主要な緊急輸送ルートにおいては、関係機関等による啓開、交通規制等が実施され、緊急的な通行の安全が確保されていること。

4 山梨県・静岡県における支援対象者数（推計）

本研究においては、被災県内を観光目的で訪問している外国人を主たる支援対象として想定している。

一方で、発災後の混乱した状況下で、観光目的の外国人と在留外国人を区別することは困難である。また、研究の中で、遠方からの来県者など、一部の日本人観光客についても避難に向けた支援が必要ではないか、との指摘もあった。

そこで、今般の研究成果を今後さらに発展的に議論する上での参考値として、日本人観光客及び在留外国人についても対象者数を算出した。

なお、以下の数値はあくまで県単位の統計から算出したものであり、本人の帰国意思の有無などにより、この全員が支援対象となるわけではないことに留意が必要である。

【山梨県・静岡県における外国人観光客数/日】

	山梨県	静岡県	計
外国人観光客 (宿泊)	約 10,100 人 ^{※1}	約 8,800 人 ^{※2}	約 18,900 人
外国人観光客 (日帰り)	約 6,500 人 ^{※3}	約 3,400 人 ^{※4}	約 9,900 人
外国人観光客 (合計)	約 16,600 人	約 12,200 人	約 28,800 人

※1 31.3 万人（観光庁「宿泊旅行統計調査結果」における令和元年以降でもっとも外国人延べ宿泊者が多かった月（令和 6 年 8 月）の推計）÷31 日

※2 27.3 万人（観光庁「宿泊旅行統計調査結果」における令和元年以降でもっとも外国人延べ宿泊者が多かった月（令和元年 7 月）の推計）÷31 日

※3 ※1 で算出した山梨県における外国人観光客の宿泊者数に対し、観光庁「インバウンド消費動向調査」個票データより算出した「外国人観光客の日帰り（39%）・宿泊（61%）」の割合を基に、推計

※4 ※2 で算出した静岡県における外国人観光客の宿泊者数に対し、観光庁「インバウンド消費動向調査」個票データより算出した「外国人観光客の日帰り（28%）・宿泊（72%）」の割合を基に、推計

【(参考値①) 山梨県・静岡県における日本人観光客数/日】

	山梨県	静岡県	計
日本人観光客 (宿泊)	約 37,300 人 ^{※5}	約 78,000 人 ^{※6}	約 115,300 人
日本人観光客 (日帰り)	約 26,500 人 ^{※7}	約 35,000 人 ^{※8}	約 61,500 人
日本人観光客 (合計)	約 63,800 人	約 113,000 人	約 176,800 人

※5 115.5 万人（観光庁「宿泊旅行統計調査結果」（確定値）における令和6年でもっとも宿泊者が多かった月（令和6年8月）の推計）÷31日

※6 241.7 万人（観光庁「宿泊旅行統計調査結果」（確定値）における令和6年でもっとも宿泊者が多かった月（令和6年8月）の推計）÷31日

※7 244.5 万人（観光庁「旅行・観光消費動向調査結果」における令和6年でもっとも日帰り客数が多かった時期（令和6年7-9月期）の推計）÷92日

※8 319.9 万人（観光庁「旅行・観光消費動向調査結果」における令和6年でもっとも日帰り客数が多かった時期（令和6年7-9月期）の推計）÷92日

【(参考値②) 山梨県・静岡県における在留外国人数】

山梨県	静岡県	計
22,547 人 ^{※9}	120,314 人 ^{※9}	142,861 人

※9 出入国在留管理庁「令和6年6月末現在における在留外国人数について」
(https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00047.html)

【(参考値③) 山梨県・静岡県における支援対象者数（外国人観光客数/日+日本人観光客数/日+在留外国人数）】

山梨県	静岡県	計
約 103,000 人	約 246,000 人	約 349,000 人

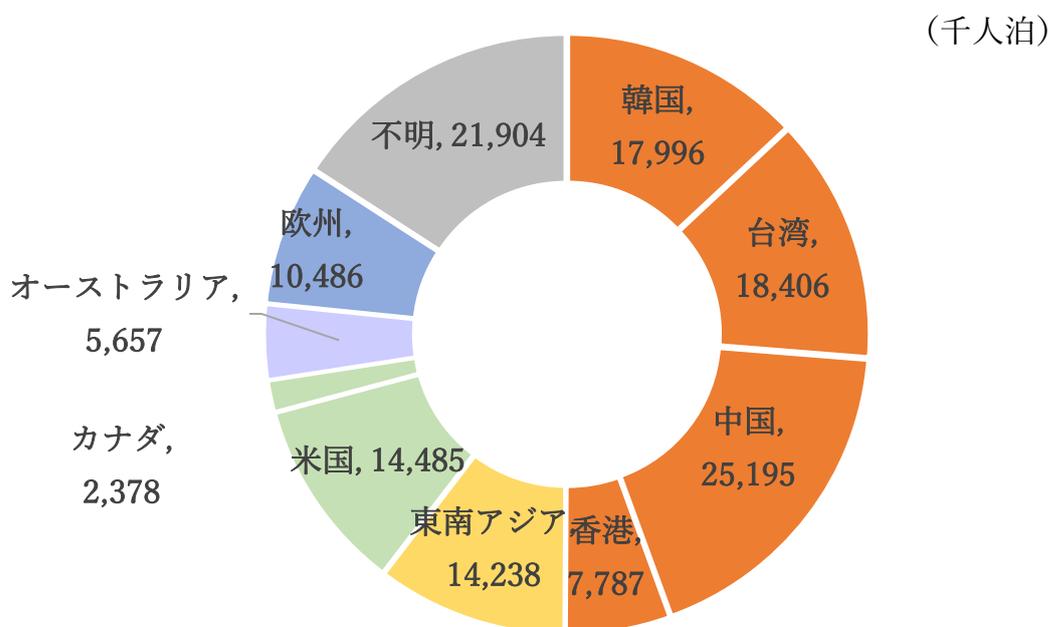
【(参考値④) 中央日本四県各県の外国人延べ宿泊者数/年 (合計及び国籍 (出身地) 別)】

中国、台湾、韓国等、東アジアから多く訪日していることがわかる。

なお、日帰りの外国人観光客数については、国籍 (出身地) 別の有効なデータは得られなかった。

■全国：合計 138,527,580 (人泊/年)

順位	国籍 (出身地)	延べ宿泊者数 (人泊)
1	中国	25,194,650
2	台湾	18,406,300
3	韓国	17,995,910
4	米国	14,485,420
5	香港	7,787,060

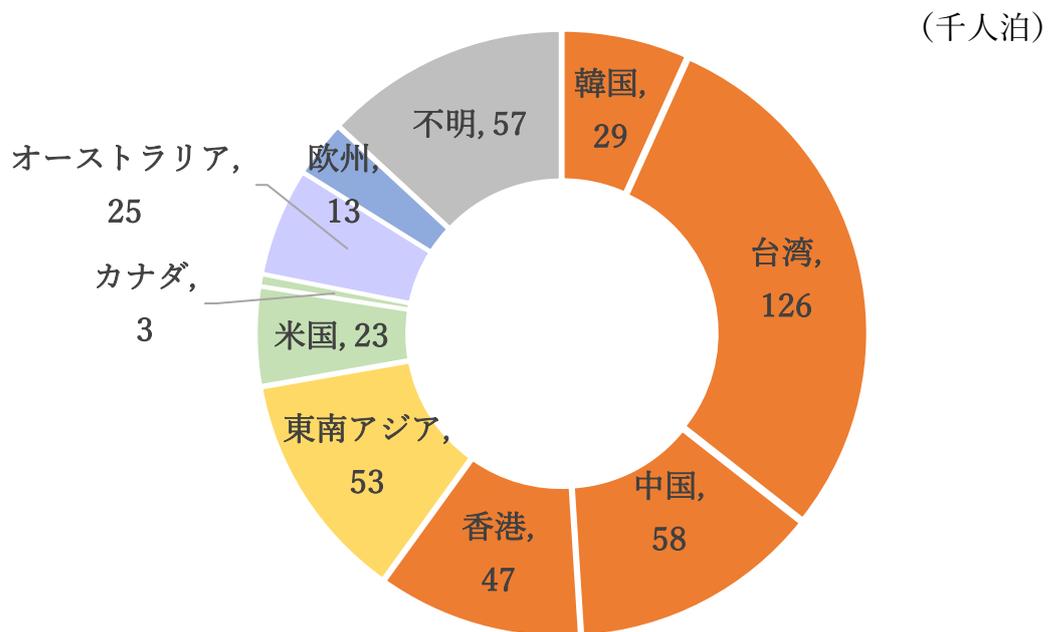


※「宿泊旅行統計調査（観光庁）『2024年（令和6年）1月~12月分（年の確定値報告書）』」をもとに作成

※従業員数10人以上の施設に対する調査から作成。また、合計には国籍（出身地）不詳を含む。後記の四県も同様。

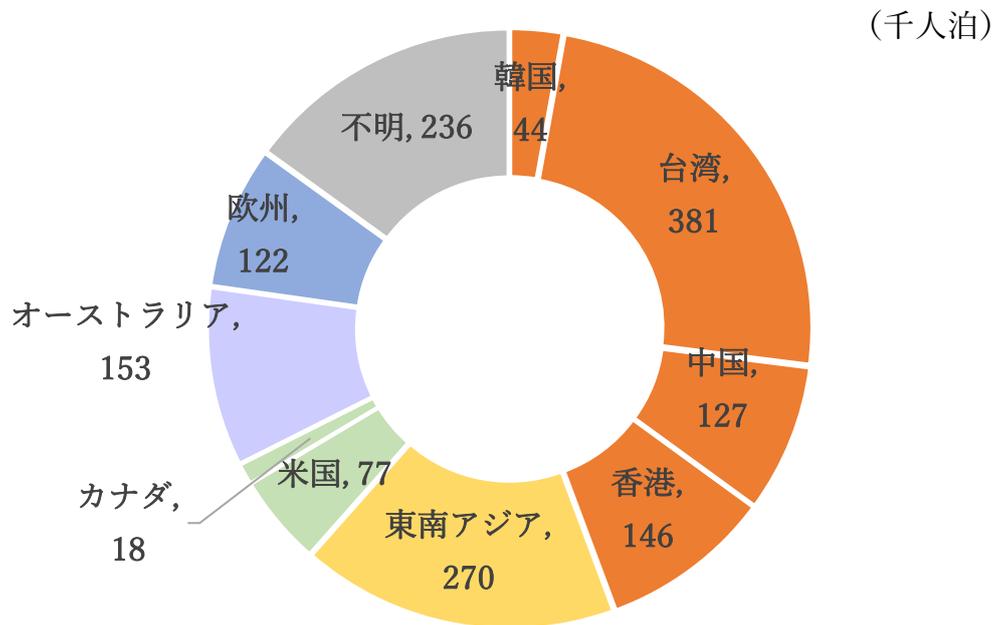
■新潟県：合計 434,520（人泊/年）

順位	国籍（出身地）	合計（人泊）
1	台湾	125,720
2	中国	58,040
3	香港	47,350
4	韓国	29,180
5	オーストラリア	25,150



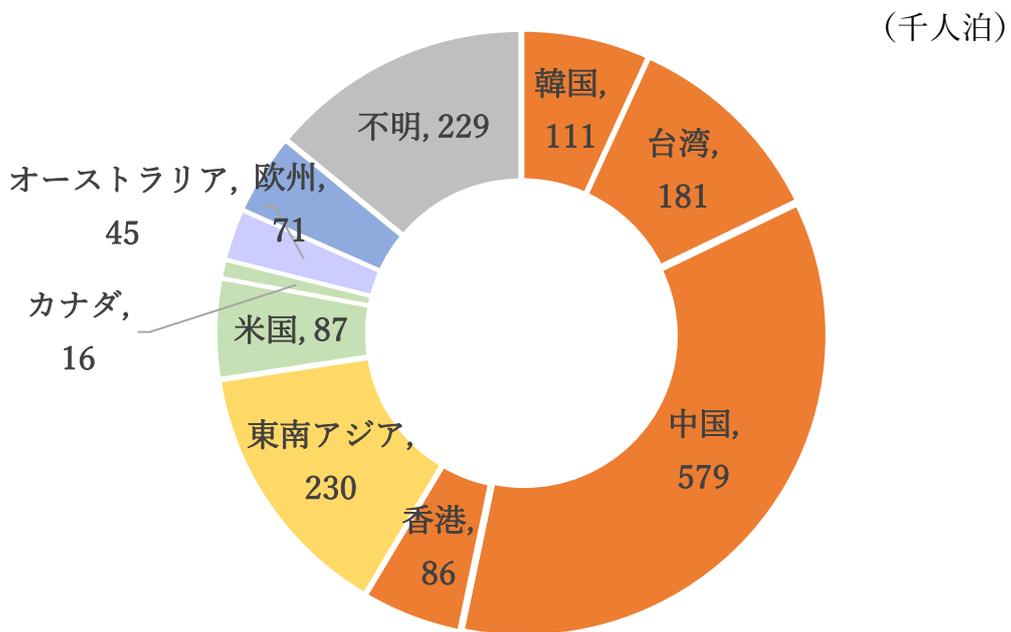
■長野県：合計 1,574,300（人泊/年）

順位	国籍（出身地）	合計（人泊）
1	台湾	381,220
2	オーストラリア	153,040
3	香港	146,330
4	中国	126,660
5	タイ	95,880



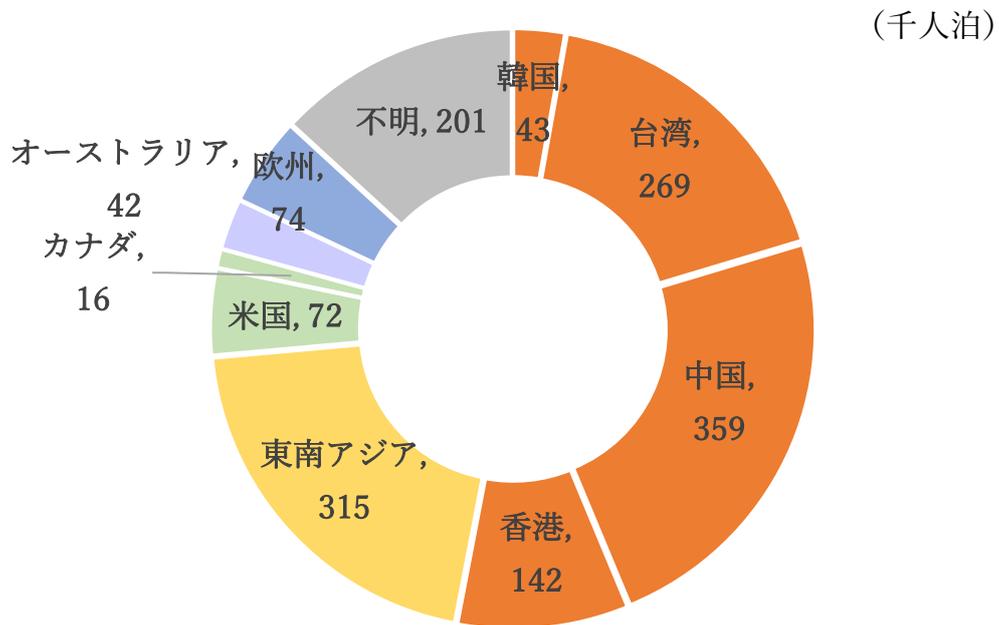
■静岡県：合計 1,635,430（人泊/年）

順位	国籍（出身地）	合計（人泊）
1	中国	579,150
2	台湾	180,620
3	韓国	111,120
4	米国	87,410
5	香港	86,140



■山梨県：合計 1,533,680（人泊/年）

順位	国籍（出身地）	合計（人泊）
1	中国	359,420
2	台湾	269,130
3	タイ	142,960
4	香港	141,520
5	米国	72,250



第2章 支援の全体像

1 本研究のアプローチ

本研究は、外国人観光客の円滑な帰国を実現するため、災害発生後の対応を段階的に整理し、「情報提供」、「特定」、「帰国調整」、「誘導・輸送」の4つのフェーズに分けてワーキンググループを設置して検討を進め、令和7年3月に中間とりまとめを公表した。

中間とりまとめにおいては、外国人観光客の国籍や氏名、帰国意思の有無などの情報を収集・集約する「特定」のフェーズについて、被災県において実施することとしていた。

しかし、その後、被災県側における議論の中で、

- ・ 外国人観光客を可及的速やかに安全な地域へ輸送する必要があること
- ・ 被災自治体のマンパワー等の不足が懸念されること
- ・ 被災県内では通信環境が十分でないおそれがあること

等の懸念が指摘された。そこで、被災県側は、被災時のマンパワー等に応じて、外国人観光客の基本的情報の収集に努める一方、応援県への迅速な送り出しに注力し、応援県側で広域的な輸送や特定を行う体制を明確にすることとした。

さらに、発災後の混乱した状況下で、観光目的の外国人と在留外国人を区別することは困難であること、遠方からの来県者など、一部の日本人観光客についても避難に向けた支援が必要となる可能性があることから、本オペレーションはこのような多様な対象者への拡大を見据えたものとする必要がある、との意見があった。これを踏まえ、最終とりまとめとなる本報告書においては、外国人観光客への支援を主眼としつつ、将来的には日本人観光客や在留外国人を含む幅広い対象者に係る発展的な議論にも応用し得る支援の在り方を提案することとした。

こうした議論を踏まえ、対応の流れを「情報提供」「被災県内」「応援県内」「帰国」の4つのフェーズとして再構成し、各段階において実施すべき支援内容を整理した。

2 支援の全体フロー

本研究の成果として提案する支援のためのオペレーション（以下「本オペレーション」という。）の全体フローと、各フェーズにおける主な取り組み内容は、次のページのとおりである。

※各施設の定義については p25,26 参照。



《被災した観光地など》
・ 避難場所など、支援の流れの情報を多言語で発信
【発災後速やかに ※平時からの周知を含む】

情報提供
フェーズ

《一時滞在施設》
・ 一時的な滞在支援
・ 応援県への輸送に向けた体制構築
↓
《被災県内輸送拠点》
・ 応援県へのバス等への乗り換え
【発災直後～発災後3日程度まで】

被災県内
フェーズ

《応援県内集約施設》
・ 対象者の国籍・氏名等の特定、振り分け
・ 対象者情報の関係機関との共有
・ 帰国手段確保までの滞在支援
【発災後4日～2週間程度まで】

応援県内
フェーズ

《空港・主要駅など》
・ 帰国便発着のための調整
※自力での帰国を希望する者等については、運行継続中の交通手段へ誘導
【発災後4日～2週間程度まで】

帰国
フェーズ

↓
帰国₂₃

3 本オペレーションの実施要件

本オペレーションは、先述の南海トラフ地震等の大規模災害時に、外国人観光客を中心に将来的には在留外国人や日本人観光客等も対象となりうることも想定しつつ、広域的な避難および帰国・帰宅支援を迅速かつ的確に実施するための枠組みである。

自治体のみならず、国などの関係機関、民間事業者、駐日大使館等など多数の主体が関与し、広域かつ多段階にわたる対応をとるオペレーションになるため、以下の条件を全て満たす場合において、実施を検討すべきである。

【実施要件】

① 災害の規模

南海トラフ地震またはそれと同程度の規模の災害が発生し、広域的かつ甚大な被害が生じていること。

② 通常の帰国手段の機能不全

主要な国際空港（東京国際空港、成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港）の大半が運用停止または著しい混雑となり、外国人観光客等の帰国・帰宅に深刻な支障が生じていること。

③ 被災県知事からの要請

被災県知事から応援県知事へ本オペレーションの実施に係る要請があること。ただし、被災状況から事前の要請が困難な場合は、事後の要請でも足るものとする。

※ なお、被災県は駐日大使館等と本オペレーションについて、平時から事前調整を行い、発災時にニーズの齟齬が生じることのないよう努める必要がある。

4 本オペレーションの実施にあたって設置する施設について

本報告書では、中間とりまとめにおいて外国人観光客を集約し、国籍や帰国希望等を特定するために設置することとしていた「一時滞在施設」について、段階的に分類し、その役割と機能を再整理した。

【一時滞在施設の分類】

① 一次施設（以下単に「一時滞在施設」という。）

災害発生直後に帰宅困難者を一時的に受け入れ、安全を確保するための施設。

「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」（令和6年7月内閣府（防災担当））に基づき、都道府県や市町村が指定又は協定の締結により確保した施設を念頭に置いている（ただし、自治体や民間企業の自主的な取り組みによる設置を否定するものではない。）。

短時間の滞在を前提とし、飲料水や簡易トイレ、情報提供機能などの最低限の支援を提供するものとする。

設置主体：被災県、被災県内市町村、民間事業者 など

主な施設例：

- ・ 公共施設
- ・ 駅構内
- ・ デパートなどの大規模集客施設
- ・ 庁舎、オフィスビルのエントランスホール
- ・ ホテルの宴会場
- ・ 学校の体育館や教室

② 二次施設（以下「被災県内輸送拠点」という。）

一時滞在施設に集まった外国人観光客等を一時的に集約し、応援県等によって手配されたバスなどの広域輸送手段に乗り換えるための施設である。県境をまたぐ広域的な移動の拠点としての役割を担うとともに、バスなどの到着まで短期間待機する場所となることも想定している。

設置主体：被災県

主な施設例：

- ・主要駅の駅前広場
- ・大規模な公園や広場

③ 三次施設（以下「応援県内集約施設」という。）

応援県内において外国人観光客等を集約し、外務省や駐日大使館等と連携して、外国人観光客等の国籍や氏名、帰国意思の有無などを特定し、振り分けを行うための比較的大規模な施設。

本施設内のスペースや周辺の宿泊施設等において、駐日大使館等による帰国手段の手配が完了するまでの数日間、外国人観光客等が滞在することを想定している。

設置主体：応援県

主な施設例：

- ・ホテル、旅館
- ・スポーツ施設などの大規模な公共施設

第3章 各フェーズにおける現状と課題

本オペレーションの各フェーズについて、必要な対応とその実施主体等について考え方をまとめた。なお、「今後必要な取り組み」については、短期的に実現可能な項目のみならず、中長期的に実施すべき項目を含んで記載している。

1 情報提供フェーズ

1-1 概要

情報提供フェーズでは、言語や文化の違いに加え、訪問先の土地勘に不安があるという特性のある外国人観光客に対し、迅速かつ的確な行動を促すため、必要な情報提供を円滑に実施する。

- ・ 本オペレーションを発動する災害の規模について明確な基準を設定した上で、発災時に情報提供を行う。
- ・ 外国人観光客へ広く普及させる観点から、情報伝達については自治体ごとに異なる手段のみならず、外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」等の全国的に統一された手段により、発災後にとるべき行動や支援の流れに関する情報を一元的に発信できるようにする。
- ・ アプリの普及を進めるために入国時などにダウンロードを促す仕組みを検討する。
- ・ 一方で、アプリをダウンロードしていない観光客にも情報が行き渡るよう、ブラウザ版などプッシュ型の手段についても検討する。
- ・ 駐日大使館等による自国民向け情報を通じて、外国人観光客に情報が届くような連携体制を作ることも必要。
- ・ さらに、通信が使えない状況に備えて、多言語対応のチラシを事前に準備しておく。

1-2 発災時の対応

被災県は、次のとおり、情報発信（関係機関からの情報発信に向けた平時からの調整を含む）を実施する。

【発信する情報の内容】

- (1) 災害の規模及び被害状況に関する情報（災害規模/具体的な被災地域/滞在施設の被害状況/今後の見通し等）
- (2) 災害時にとるべき行動に関する情報（安全確保及び避難に向けて、どのような行動をとる必要があるのか等）
- (3) 交通運行状況に関する情報（宿泊場所・空港までのアクセスやフライト情報等）
- (4) 一時滞在施設をはじめとした本オペレーションに関する一連の情報（どこに、どのように行けば良いのか等）

※ (1)～(3) は国や自治体、交通事業者等から発信される情報を含む。

※ (2)(4) については、発災後のみならず平時からの普及啓発も実施。

【情報提供の手段】

- ・ 上記(1)～(4)の情報（以下「支援関連情報」という。）を迅速に収集・翻訳し、県ホームページやSNSを通じて情報提供を行う。
※山梨県で想定されるツール：やまなし防災ポータルなど
- ・ 県ホームページやSNSのURLをSafety tipsに掲載するなど、観光庁による全国的な情報伝達手段を活用し、支援関連情報を広域的かつ多言語で発信する。
- ・ 支援関連情報を被災県から外務省や駐日大使館等の関係機関に提供し、駐日大使館等から自国民向けの情報発信を依頼する。
- ・ 施設管理者や交通事業者と調整し、支援関連情報を観光地や駅に設置されたデジタルサイネージを通じて発信するよう依頼する。
- ・ 支援関連情報を旅行会社や宿泊事業者に周知し、外国人観光客からの問い合わせに対して適切に回答してもらうよう依頼する。
- ・ 通信が途絶した状況においては、通信手段の確保を図りつつ、なお通信が使用できない状況を想定し、市町村設置の避難所や観光施設などに、本オペレーションの内容を記載した多言語対応のチラシを事前に設置しておく。
- ・ 多言語支援ツール（配布物や掲示物等）による平時からの情報発信を行う。

1-3 課題

- ・ Safety tips のダウンロードは任意であることから、本アプリの存在を知らない、又は知っていても利用していない外国人観光客が一定数存在しており、ダウンロードしていない人に対してはアプリ経由で発信される情報が行き渡らない。
- ・ 発災後、情報発信ができるようになるまで一定の時間を要する（災害の規模の把握、道路や公共交通機関の被災状況の把握、各国大使館等との調整などには一定の時間が必要）。
- ・ 外国人観光客は訪問地を管轄する自治体を意識していない場合が多く、広く普及させる観点からは、自治体ごとに異なる情報伝達手段のみならず、国も関与した全国統一の手段を検討することが重要。
- ・ 駐日大使館等による自国民向け情報の内容や手段にはばらつきがあり、駐日大使館等を通じて支援関連情報が統一的に伝達されるような体制が構築されていない。
- ・ 通信が途絶された場合、アプリ等の活用が困難。

1-4 今後必要な取り組み

【被災県】

- ・ 「Safety tips」を通じた本オペレーションに関する一連の情報の発信方法に係る観光庁との協議など、情報伝達手段に係る関係機関との平時からの調整。
- ・ 各チャンネルで発信する情報の具体化、事前のテンプレート作成、及び多言語対応の検討。
- ・ 通信が途絶した場合に使用する多言語対応のチラシの準備及び市町村や事業者等への事前配布。
- ・ 平時から施設管理者や交通事業者と調整し、災害時に支援関連情報を観光地や駅に設置されたデジタルサイネージを通じて発信するよう依頼する。
- ・ 平時から支援関連情報を旅行会社や宿泊事業者に周知し、災害時に外国人観光客からの問い合わせに対して適切に回答してもらうよう依頼する。

- ・ 平時から災害時にとるべき行動に関する情報や一時滞在施設をはじめとした本オペレーションに関する一連の情報について、外国人観光客に発信するよう努める。

【全国的に議論が必要な項目】

- ・ 都道府県ごとに差異のない、統一的な情報発信の内容や手段の検討。
- ・ 外国人観光客への「Safety tips」の普及促進に向けた、入国時等にアプリをダウンロードしてもらうための仕組みづくり。
- ・ アプリに依存しない、ブラウザ等での情報発信方法の検討。
- ・ 駐日大使館等から訪日している自国民に対して効果的に発信してもらうための仕組みの検討。

2 被災県内フェーズ

2-1 概要

被災県内フェーズでは、大規模災害発生時に外国人観光客等の安全確保と応援県への円滑な避難を図るため、以下の対応を実施する。

- ・ 本オペレーションを発動する災害の規模について明確な基準を設定し、基準を満たした場合には、被災県から応援県や関係機関等に速やかに体制確保を要請する。
- ・ 被災地域内に開設される一時滞在施設へ観光客を誘導する。
- ・ 一時滞在施設は、県がバス協会などに運行を依頼するバスの乗り場としての役割を基本とする。また、必要に応じて、被災県内輸送拠点から応援県内集約施設へ移動するバスが手配されるまで滞在する場所としての役割を有する。
- ・ その後、県はバス協会やタクシー協会と連携し、一時滞在施設に集まった観光客を被災県内輸送拠点へ輸送する。
- ・ 被災県内輸送拠点では、応援県が手配する広域避難用のバス等の到着まで、観光客が安全に待機できるよう、休憩スペースやトイレ、情報提供機能などを用意する。

2-2 発災時の対応

- ・ 一時滞在施設から被災県内輸送拠点への誘導・輸送については、被災県又は被災県内の市町村主体で実施する。特に、市町村に人員や輸送力の不足が生じることも想定されることから、被災県は、市町村の輸送力不足が生じる場合には、県が主体となって、県内バス協会やタクシー協会等の関係機関と調整し、市町村の輸送力不足を補完する。
- ・ 具体的な役割分担は次の表のとおり。

フェーズ	被災県	応援県
平時における事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 一時滞在施設から被災県内輸送拠点への輸送について、市町村等と協力体制を構築し、集合場所やその周知方法、想定される輸送経路等を検討 ◆ 県内バス・タクシー協会等との間で、輸送に係る協力体制を構築し、対応できる輸送量について調整 ◆ 輸送時の多言語対応や運転手の補助を行う人員の確保に向けて、輸送補助に関する協力団体等（例：旅行会社、国際交流団体等）との協力体制を構築 ◆ 駐日大使館等と情報共有ができる体制の構築 ◆ 国、市町村と連携して被災状況や道路啓開計画を踏まえた帰国・帰宅優先順位付けなどの対応方針を決定 ◆ 関係各所との連絡調整や外国人観光客等の優先順位付けについて、運営マニュアルによる円滑なオペレーションを確立 ◆ 関係機関が参加した訓練を実施し、課題を検証 ◆ 輸送車両について、可能な範囲で事前に、緊急通行車両であることの確認を受け、標章と緊急通行（輸送）車両確認証明書の交付を受ける ◆ 被災県内輸送拠点に短時間滞在することを念頭においた滞在環境の整備（毛布、食料、水等） 	

	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 本オペレーションの実施要件（p24を元に設定。以下同じ。）を被災県・応援県で事前共有 	
本オペレーションの発動	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 本オペレーションの実施要件を満たした場合に、国、被災県内市町村、バス協会、タクシー協会などの関係機関、応援県、駐日大使館等に対して本オペレーションの発動について協議を開始 ◆ 各市町村や交通事業者、施設管理者等に一時滞在施設の開設状況を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 本オペレーションの実施要件を満たした場合、バス協会等に対して輸送体制の準備を要請
一時滞在施設から被災県内輸送拠点への輸送	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国、市町村と連携して被災状況や道路啓開計画を踏まえた被災県内輸送拠点及び応援県内集約施設への輸送経路等の確認（被災県内輸送拠点では、中長期の滞在は想定していないため、この時点で応援県内集約施設までの輸送経路も確認） ◆ バス協会、タクシー協会などの関係団体に一時滞在施設から被災県内輸送拠点への輸送を要請 ◆ 輸送補助に関する協力団体等（例：旅行会社、国際交流団体等）へ輸送補助の協力を依頼 ◆ 県から依頼を受けた各団体等は、関係団体・事業者等と連携し、外国人観光客等の被災県内輸送拠点への輸送を実施 ◆ 必要に応じて、輸送車両について、緊急通行車両であることの確認を受け、標章と緊急通行（輸送）車両確認証明書の交付を受ける 	

	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 次の段階となる被災県内輸送拠点から応援県内集約施設への輸送について、応援県へ要請 ◆ 被災県内輸送拠点において、支援対象者の基本的情報（人数、要配慮者の有無など）を収集する ◆ 被災県内輸送拠点においては、応援県が手配するバスの到着まで、外国人観光客等が待機できる体制を整える ◆ 災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う「災害時外国人支援情報コーディネーター」の活用など、外国人特有のニーズに配慮した対応を行う 	
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

2-3 課題

- ・ 一時滞在施設の確保など、現行の帰宅困難者対策について、自治体ごとに進捗状況の差が大きく、全ての外国人観光客等を収容できないおそれがある。
- ・ 被災県内のバス事業者、タクシー事業者も被災しており、輸送力が不足するおそれがある。
- ・ 一時滞在施設や被災県内輸送拠点について、運営にあたる自治体職員等が不足するおそれがある。
- ・ 各施設の設置や輸送に係る費用負担の主体が明確になっていない。
- ・ 一般に傾斜地が多いなど地形が複雑であり、主要道路の代替性が低い等の特徴がある半島などにおいては、孤立集落が発生しやすく、地域外への緊急避難が困難となり、一時滞在施設から被災県内輸送拠点への輸送が困難となることから、一時滞在施設での滞在期間が長期化する可能性がある。

2-4 今後必要な取り組み

【被災県】

- ・ 一時滞在施設として想定される施設の管理者や県内市町村との事前調整。
- ・ バス協会及びタクシー協会、輸送補助に関する協力団体等との事前調整。
- ・ 被災県内輸送拠点の候補地を選定し、一定時間の滞在に対応可能な設備（休憩スペース、トイレ、情報提供機能等）の整備を行う。
- ・ 被災県内輸送拠点の運営方法について検討を行う。
- ・ 一時滞在施設や被災県内輸送拠点において、外国人観光客等と地元住民等が混在する場合においては、外国人特有のニーズに配慮した対応を行う。

【全国的に議論が必要な項目】

- ・ 被災県や被災市町村のマンパワーが不足する場合の支援体制。
- ・ 本オペレーションの各段階への災害救助法の適用可否などの費用負担の在り方。

3 応援県内フェーズ

3-1 概要

応援県内フェーズでは、大規模災害時に被災県から避難してくる外国人観光客等を円滑に受け入れ、帰国など次の行動に円滑に移行させるため、以下の対応を実施する。

- ・ 応援県のバス事業者が、被災県内輸送拠点から応援県内集約施設へ外国人観光客等を輸送。
- ・ 応援県内集約施設において、外務省や駐日大使館等と連携し、外国人観光客等の国籍や氏名、帰国意思などを特定し、振り分けを行う。
- ・ 国籍情報や帰国の意思については、オンラインフォーム等のデジタル手段を活用して収集し、外務省や駐日大使館等との迅速な共有を図る。
- ・ 応援県内において営業を継続している鉄道や宿泊施設等も活用し、受け入れ可能人数の拡充を図る。
- ・ 希望者は途中の交通拠点で降車させるなど、柔軟な輸送オペレーションについても検討する。
- ・ 応援県側の輸送力や人員が不足する事態に備え、中央日本四県以外の都道府県との連携や広域的な支援体制についても議論を進める必要がある。

3-2 発災時の対応

- ・ 具体的な役割分担は次の表のとおり。

フェーズ	被災県	応援県
平時における事前準備		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 応援県内集約施設の確保 ◆ 県内バス協会等との間で、輸送に係る協力体制を構築し、対応できる輸送量について調整 ◆ 輸送時の多言語対応や運転手の補助を行う人員の確保に向けて、輸送補助に関する協力団体等（例：旅行会社、

		<p>国際交流団体等)との協力体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 駐日大使館等と情報共有ができる体制の構築 ◆ 国などと連携して被災状況や道路啓開計画を踏まえた帰国・帰宅優先順位付けなどの対応方針を決定 ◆ 関係各所との連絡調整や外国人観光客等の優先順位付けについて、運営マニュアルによる円滑なオペレーションを確立 ◆ 関係機関が参加した訓練を実施し、課題を検証 ◆ 輸送車両について、可能な範囲で事前に、緊急通行車両であることの確認を受け、標章と緊急通行(輸送)車両確認証明書の交付を受ける ◆ 応援県内集約施設の滞在環境の整備(ホテル・旅館以外を使用する場合、パーテーション、簡易ベッド、毛布、水・食料等を整備) ◆ 本オペレーションの実施要件を被災県・応援県で事前共有
被災県内輸送拠点から応援県内集約施設への輸送	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災県内輸送拠点において、外国人観光客等が円滑にバスに乗車できるよう、整理誘導を行う ◆ 応援県による輸送手配が円滑に実施できるよう、被災県内輸送拠点において収集した支援対象者の基本的情報(人数、要配慮者の有無な 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災県からの要請に基づき、バス協会等に対して、被災県内輸送拠点から応援県内集約施設(周辺施設を含む)まで観光客の応援輸送を要請 ◆ 輸送補助に関する協力団体等へ、応援輸送補助の協力を要請 ◆ 被災県へ応援輸送の手配状況を連絡

	<p>ど)やピックアップ場所を応援県に伝達</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 鉄道が利用できる場合、鉄道を組み合わせた輸送を調整 ◆ 県から依頼を受けた各団体等は、関係団体・事業者等と連携し、観光客の応援県内集約施設への応援輸送を実施 ◆ 県内の生活協同組合や民間事業者等に対し、輸送に係る燃料の確保、トイレの提供、食料品・飲料水等の確保について協力を要請
<p>応援県内集約施設の運営</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 外務省や駐日大使館等と連携し、帰国希望者の国籍や氏名、帰国意思などを特定 ◆ 国籍や氏名、帰国の意思などの情報については、オンラインフォーム等のデジタル手段を活用して収集し、外務省や駐日大使館等との迅速な共有を図る ◆ 災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う「災害時外国人支援情報コーディネーター」の活用など、外国人特有のニーズに配慮した対応を行う ◆ 帰国手段の手配まで、外国人観光客等が応援県内集約施設内の滞在スペースや周辺の宿泊施設等で待機できる体制を整える

3-3 課題

- ・ 全国的にバス運転手の不足が深刻化する中で、応援県内の路線バス等の運行を継続しつつ、被災県にどれだけの人員を派遣できるか、バス協会などとの十分な調整が必要。
- ・ 被災県からの外国人観光客等を受け入れるための応援県内集約施設となるような大規模施設の確保が必要。
- ・ 国籍や帰国意思等に関する情報を駐日大使館等と共有する仕組みが必要。
- ・ 各施設の設置や輸送に係る費用負担の主体が明確になっていない。

3-4 今後必要な取り組み

【被災県】

- ・ 被災県内輸送拠点において、効率的な乗車を実現するための整理誘導體制の構築。

【応援県】

- ・ 被災県内からの輸送可能量についてバス協会などとの事前調整、体制構築。
- ・ 輸送補助に関する協力団体などに対しては、応援輸送を支援するための協力体制を構築する。
- ・ 警察と連携し、輸送車両が緊急通行車両として認定されるよう確認を受け、標章及び緊急通行（輸送）車両確認証明書の交付を受ける。
- ・ 応援県内集約施設の候補地選定。
- ・ 応援県内集約施設の設置手順の検討。

【全国的に議論が必要な項目】

- ・ 応援県内のバス輸送力だけでは対応が困難な場合の広域的な調整。
- ・ 大規模災害発生時には、応援県には本オペレーション以外にも様々な被災地支援が求められる可能性があり、本オペレーションに係る人員が不足する懸念がある。その場合のマンパワー不足を補う具体的な対策。
- ・ 本オペレーションの各段階への災害救助法の適用可否や、応援県から被災県への求償の仕組みなどの費用負担の在り方。
- ・ オンラインフォームなどを活用した駐日大使館等との情報共有体制。

4 帰国フェーズ

4-1 概要

帰国フェーズにおいては、外国人観光客等本人や駐日大使館等のニーズにあった帰国支援のため、以下の対応を実施する。

- ・ 速やかな帰国を希望する外国人観光客等については、帰国のための航空便への搭乗のため、空港への輸送を支援する。
- ・ 引き続き国内での滞在を希望する外国人観光客等については、応援県内の主要駅等へ輸送する。
- ・ 帰国に向けた航空便については、外国人観光客等本人による手配や各国のニーズに応じて駐日大使館等が自国民のために手配することを原則とする。

4-2 発災時の対応

- ・ 具体的な役割分担は次の表のとおり。

フェーズ	被災県	応援県 (※駐日大使館等が担うことも想定される)
応援県内集約施設から空港・周辺施設への輸送	/	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 観光客からの意向に基づき、バス協会等に対して、応援県内集約施設から空港（及び周辺施設）まで観光客の応援輸送を要請 ◆ 輸送補助に関する協力団体等へ、応援輸送補助の協力を要請 ◆ 必要に応じ、鉄道が利用できる場合の最寄り鉄道駅から空港までのバス増発を要請 ◆ 必要に応じ、警察と連携して、輸送車両について、緊急通行車両であることの確認を受け、標章と緊急通行（輸送）車両確認証明書の交付を受ける

フェーズ	駐日大使館等	応援県 (※駐日大使館等が担うことも想定される)
航空便等による帰国	◆ 各国のニーズに応じた帰国手段の手配	◆ 駐日大使館等・航空会社と空港管理者等との間の調整のサポート

4-3 課題

- ・ 全国的にバス運転手の不足が深刻化する中で、応援県内の路線バス等の運行を継続しつつ、どれだけの人員を確保できるか、バス協会などとの十分な調整が必要。
- ・ 輸送対象者の情報を駐日大使館等と共有する仕組みが必要。
- ・ 各施設の設置や輸送に係る費用負担の主体が明確になっていない。

4-4 今後必要な取り組み

【全国的に議論が必要な項目】

- ・ 応援県内のバス輸送力だけでは対応が困難な場合の広域的な調整。
- ・ 大規模災害発生時には、応援県には本オペレーション以外にも様々な被災地支援が求められる可能性があり、本オペレーションに係る人員が不足する懸念がある。その場合のマンパワー不足を補う具体的な対策。
- ・ 本オペレーションの各段階への災害救助法の適用可否や、応援県から被災県への求償の仕組みなどの費用負担の在り方。
- ・ 駐日大使館等との情報共有体制。

5 参考：応援県のバス輸送力について（粗い試算）

本オペレーションの実現には、被災県から応援県への輸送手段の確保が不可欠であるが、全国的にバス運転手の不足が深刻化する中で、輸送力の確保は大きな課題である。

本項は、限られたデータの中で、中央日本四県の枠組みの中で応援県と想定される新潟県及び長野県が避難者をどの程度輸送可能かを可視化するため、粗い試算を行ったものである。

この試算は、国土交通省「自動車輸送統計調査」を用いて、各県の通常時の貸切バスの輸送力（実績ベース）で試算を行ったものであり、バス事業者のキャパシティを踏まえた数値となっている。

一方で、応援県においては発災後も日常生活が継続するため、貸切バスの全てを災害対応に充てることは現実的でないこと、特に、長野県では、県内において相当程度の被害が発生し、自県内における輸送ニーズが発生する可能性があることに留意が必要である。

【応援県の貸切バス輸送力】※出典：国土交通省「自動車輸送統計調査」

（単位：千人キロ）

	R6.1 月	R6.2 月	R6.3 月	R6.4 月	R6.5 月	R6.6 月	R6.7 月	R6.8 月	R6.9 月	R6.10 月	R6.11 月	R6.12 月
新潟県	23,872	12,726	36,645	42,334	50,375	71,161	74,929	48,149	47,991	54,523	51,484	42,023
長野県	16,666	8,276	22,300	24,473	28,664	36,936	41,990	41,958	28,103	32,164	33,364	22,602

○応援県から山梨県のみに応援輸送に来る場合 ※山梨県は甲府市を想定

① 新潟県（新潟市）⇔山梨県（甲府市）

$$74,929,000 \text{ 人キロ} \div 730\text{km (往復)} \div 31 \text{ 日} = 3,311 \text{ 人/日}$$

② 長野県（長野市）⇔山梨県（甲府市）

$$41,990,000 \text{ 人キロ} \div 332\text{km (往復)} \div 31 \text{ 日} = 4,080 \text{ 人/日}$$

③ 計 7,391 人/日

○「応援県から静岡県のみ」に応援輸送に来る場合 ※静岡県は静岡市を想定

① 新潟県（新潟市）⇔静岡県（静岡市）

$$74,929,000 \text{ 人キロ} \div 890\text{km (往復)} \div 31 \text{ 日} = 2,716 \text{ 人/日}$$

② 長野県（長野市）⇔静岡県（静岡市）

$$41,990,000 \text{ 人キロ} \div 492\text{km (往復)} \div 31 \text{ 日} = 2,753 \text{ 人/日}$$

③ 計 5,469 人/日

パターン①（外国人観光客のみ）※対象者数は p13 参照。

	山梨県	静岡県	計
外国人観光客 (合計)	約 16,600 人	約 12,200 人	約 28,800 人

⇒ 山梨県で 2 日程度、静岡県で 2 日程度の計 4 日程度かかる。

【参考値】パターン②（外国人観光客+日本人観光客）※対象者数は p14 参照。

	山梨県	静岡県	計
外国人観光客 (合計)	約 16,600 人	約 12,200 人	約 28,800 人
日本人観光客 (合計)	約 63,800 人	約 113,000 人	約 176,800 人
計	約 80,400 人	約 125,200 人	約 205,600 人

⇒ 山梨県で 1 1 日程度、静岡県で 2 3 日程度の計 3 4 日程度かかる。

上記より、一定の仮定を置いた場合においても、中央日本四県の枠内のみで対象者を輸送するには相当日数を要することがわかった。

第4章 総合考察

1 考察

南海トラフ地震の新たな被害想定や、令和6年8月の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表、さらには令和6年能登半島地震や令和7年7月にカムチャツカ半島付近で発生した地震など、近年の災害事例を踏まえると、今後の大規模災害への備えは喫緊の課題である。

特に、訪日外国人観光客が急増する中で、帰国支援などの外国人のニーズに特化した対応については、災害時に自治体が直面することが想定される新たな課題であり、今後の防災対策の新たな焦点となっている。

本報告書では、大規模災害によって広域的かつ甚大な被害が発生し、被災県や駐日大使館等の対応能力を超えた事態においても、外国人観光客等の超広域避難を効率的かつ円滑に実現するため、「情報提供」「被災県内」「応援県内」「帰国」の4フェーズにおけるオペレーションを提案し、各段階における課題と対応策を整理した。

これは、従来の地域単位で駐日大使館等からの要請に個別に応える対応から、広域的かつ連携型のオペレーションへの転換を図るものである。

外国人観光客に対しては、言語・文化の違いに起因する情報伝達の困難さに加え、訪問先の土地勘がないことに起因する避難誘導の複雑さが課題となる。これに対し、Safety tips等の多言語ツールの活用や多言語対応チラシの事前配布、駐日大使館等との連携など、平時からの準備が不可欠である。

また、被災地域内の混乱した状況から外国人観光客の安全を速やかに確保し、円滑に被災地域外へ輸送するためには、一時滞在施設や被災県内輸送拠点、応援県内集約施設を、被災県と応援県の役割分担の下で、段階的に整備することが必要である。

さらに、被災県内のバス事業者等の多くが被災することを考慮すると、被災県と応援県のバス事業者等において役割分担を行い、広域的な輸送については応援県側が担うことを基本とすることが、本オペレーションの実現にとって必要である。

しかし、近年、平時からバス運転手の不足は深刻化しており、応援県も日常生活を維持する必要がある中で、災害対応に十分な輸送力を確保するには限界がある。加えて、都道府県を跨いで広域的かつ甚大な被害が発生する大規模災害時

には、比較的被害の小さい都道府県に支援ニーズが集中することが予想され、人員や施設の収容力など、応援県側のリソースの不足も懸念される。

こうした現実を踏まえれば、全国的な規模での輸送資源の補完や支援体制の調整は不可欠であり、広域的かつ多様な主体の連携を要する本オペレーションを実現するためには、一部自治体の自主的な取り組みのみならず、国の積極的な関与の下、全国的な調整が必要である。

中央日本四県は本研究で明らかとなった今後必要な取り組みについて、可能なものから調整を進めつつ、国や他の都道府県に対し、本研究の成果を元に全国的な議論を提起する必要がある。

また、本研究の成果は、外国人観光客を対象とした災害対応の枠組みを構築するだけでなく、将来的には在留外国人や日本人観光客を含めた広域避難支援についての今後の発展的な議論にも応用し得るものであり、防災施策の更なる高度化に向けた基盤となるものである。今後、全国的な議論が進展することで、これらの対象者への支援についても応用されることを期待している。

2 国に期待される役割

上述のとおり、本オペレーションの実現に向けては、中央日本四県の枠組みを超えて、全国的な議論を要する論点が数多く存在する。

特に、自治体や関係機関の防災対策の総合調整を担う国に対しては、本オペレーションの実現に向けて、以下の役割を期待する。

① 外国人観光客等の帰国支援等に係る法令やガイドライン等の整備

- ・ 災害時に国内に取り残された外国人の帰国支援等について、自治体による最前線での対応の指針となる法令やガイドライン等を、本研究成果を元に整備すること。

② 広域的な対応における司令塔機能の発揮

- ・ 自治体や関係機関、駐日大使館等の多様な主体が関係することから、全国における本オペレーションの実施について、司令塔として積極的な総合調整を行うこと。

- ・ 本オペレーションのための輸送手段、宿泊先、各段階の運営要員などの支援のためのリソースについて、災害時に大幅に不足することが想定されることから、広域的な調整を行うこと。

③ 駐日大使館等との連絡調整体制の構築

- ・ 外国人観光客等の国籍や氏名、帰国意思などの情報の駐日大使館等との共有について、リアルタイムで参照できるプラットフォームを含め必要な体制を構築すること。
- ・ 災害発生時には、必要に応じ駐日大使館等との連絡の窓口としての役割を担うこと。

④ 広域避難・帰国支援に係る費用負担の制度整備

- ・ 本オペレーションに係る外国人観光客等の輸送、各施設の設置や運営、待機中の生活支援などに要する費用について、災害救助法に基づく国庫負担の対象となることを明確化するなど、費用負担に係る制度を整備すること。

⑤ 外国人観光客等への情報伝達手段の普及促進や機能強化

- ・ 一時滞在施設情報や避難誘導情報を多言語で発信できるよう、Safety tips等の情報伝達手段の機能強化を図ること。
- ・ 入国時のアプリダウンロード促進など、外国人観光客への普及について抜本的な対策を講じること。

3 都道府県に期待される役割

本オペレーションの多くの場面で実施主体となる都道府県については、上記の国による制度設計の進捗や全国的な議論の進展と連動しつつ、実現に向けて積極的に役割を果たす必要がある。

① 都道府県間での連携の促進

- ・ 外国人観光客等の広域的な支援の必要性について、できる限り多くの都道府県と平時から問題意識を共有すること。

- ・ 全国的な制度設計の進捗を踏まえつつ、支援と受援の組み合わせについて、都道府県間の議論を行うこと。

② 県内市町村・関係機関等との事前調整

- ・ 各フェーズの「今後必要な取り組み」に記載のとおり、オペレーションの実施に必要なリソースの確保、具体的な輸送の流れなどについて、県内市町村やバス協会をはじめとする関係機関等と事前協議を行うこと。

③ 県内での対応における司令塔機能の発揮

- ・ 発災時の本オペレーションの実施に当たっては、輸送や施設運営の実施主体として、県内の市町村や関係機関等の総合調整や国との窓口機能を積極的に担うこと。

4 今後の取り組み

本研究会では、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に備え、外国人観光客の超広域避難に関する対応体制について、中央日本四県（新潟県・長野県・静岡県・山梨県）を中心に、国や関係機関と連携しながら検討を進めてきた。

研究の成果として、大規模災害によって広域的かつ甚大な被害が発生し、被災県や駐日大使館等の対応能力を超えた事態においても、外国人観光客等の超広域避難を効率的かつ円滑に実現するための「情報提供」「被災県内」「応援県内」「帰国」の4フェーズにおけるオペレーションを提案するに至った。

従来の地域単位で駐日大使館等からの要請に個別に応える対応から、広域的かつ連携型のオペレーションへの転換を図るための、全国的な議論の土台となる枠組みを示したことから、本研究会の役割を一区切りとし、今後は中央日本四県が連携し、先述の国や都道府県に期待される役割の実現に向けた議論をできる限り速やかに実施することとする。